

令和 6 年度

瑞穂の福祉

高齢者版

つながり、ささえあい、安心して健康に暮らせるまち みずほ
～すべての人がつながる福祉社会をめざして～



瑞穂町公式キャラクター
みずほまる

瑞穂町福祉部高齢者福祉課

瑞穂町ホームページアドレス <https://www.town.mizuho.tokyo.jp>



も く じ

1 いきいきと暮らすために

- ・高齢者福祉センター「寿楽」…………… 1
- ・シルバー人材センター…………… 1
- ・寿クラブ…………… 2
- ・シルバーパス…………… 2
- ・敬老金の支給…………… 3
- ・百歳訪問事業祝状贈呈…………… 3
- ・高齢者の居場所づくり事業補助金…………… 3
- ・寄り合いハウスいこい…………… 4
- ・高齢者支援センター…………… 4
- ・老齢基礎年金…………… 5

2 健康を守るために

- ・後期高齢者医療制度…………… 6
- ・高齢者特殊眼鏡・コンタクトレンズ費用助成 …… 8
- ・大気汚染医療費助成…………… 9
- ・健康・栄養相談…………… 9
- ・歯科相談…………… 10
- ・胃がん検診…………… 10
- ・呼吸器（肺がん・結核）検診…………… 10
- ・乳がん検診…………… 10
- ・子宮頸がん検診…………… 11
- ・大腸がん検診…………… 11
- ・肝炎ウイルス検診…………… 11
- ・成人歯科検診…………… 11
- ・高齢者インフルエンザ予防接種…………… 12
- ・高齢者用肺炎球菌予防接種費用助成 …… 12
- ・帯状疱疹ワクチン任意予防接種助成 …… 13
- ・特定健康診査…………… 13
- ・無保険者の健康診査…………… 14
- ・後期高齢者健康診査…………… 14
- ・認知症検診…………… 14

3 在宅高齢者のために

- ・家族介護者支援介護タクシーサービス事業… 15
- ・高齢者紙おむつ給付事業…………… 15
- ・福祉電話事業…………… 16
- ・救急直接通報システム事業…………… 16
- ・住宅火災直接通報システム事業…………… 16
- ・高齢者配食サービス事業…………… 17
- ・下水道使用料助成事業…………… 17
- ・家具転倒防止器具給付等事業…………… 18
- ・高齢者自立支援日常生活用具給付事業… 18
- ・高齢者自立支援住宅改修給付事業…………… 19
- ・高齢者寝具乾燥等事業…………… 19
- ・高齢者等見守りシール事業…………… 20
- ・みまもりあいアプリ…………… 20
- ・徘徊高齢者探索サービス事業…………… 21
- ・図書館資料の宅配サービス…………… 22

4 福祉のまちづくりを進めるために

- ・その他の福祉サービス…………… 23
- ・民生委員・児童委員…………… 25
- ・生活保護…………… 26
- ・福祉関係施設一覧…………… 27



いきいきと暮らすために

健康を守るために

在宅高齢者のために

を福祉のまちづくりに

高齢者福祉センター「寿楽」

※令和5年12月1日から令和7年3月末(予定)まで大規模改修のため、休館しています。

◆問い合わせ◆ 高齢者福祉センター寿楽 電話 556 - 1120 FAX 556 - 6141

シルバー人材センター

シルバー人材センターとは、高齢者が働くことを通じて健康と生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織です。町内の家庭や企業、公共団体等から軽易な仕事を請け負い、会員として登録した高齢者に提供しています。

●所在地 二本木 924 - 1

●主な就業内容

技能分野…植木剪定、障子・網戸の張替、刃物研ぎ

管理分野…施設管理、公園・グラウンド等管理、駐輪場管理

一般作業分野…除草、屋内外清掃、農作業、内職、広報等配布、駐車場案内

サービス分野…家事援助、介護予防・日常生活支援総合事業

●入会資格

60歳以上の健康で働く意欲のある方

●入会手続き

毎月、入会説明会を開催しています。詳細はセンターへお問い合わせください。

●会員の会費

年度会費1人2,000円(夫婦会員割引制度あり)

◆問い合わせ◆ 瑞穂町シルバー人材センター 電話 557 - 4566 FAX 568 - 7522



寿クラブ（老人クラブ）

寿クラブ（老人クラブ）は、生活を楽しく有意義なものにするために、地域の人たちによって自主的につくられた会員組織の団体です。地区ごとに活動している団体があります。あなたも寿クラブ（老人クラブ）に入会して、新しい楽しみを見つけてみませんか。

●入会資格

おおむね 60 歳以上の方

●活動内容

会員の教養の向上、健康の増進、レクリエーション、社会奉仕活動などの活動、地域社会との交流

●手続き

加入の申し込みは、地域の老人クラブ会長まで。

◆問い合わせ◆ 高齢者福祉課高齢者支援係 電話 557-7623 FAX 556-3401

シルバーパス

70 歳以上で希望する方に都バス、都内民営バス（立川バス等）を自由に乗れるパスを発行します。毎月初めの 5 日間*（土・日・祝日を除く）シルバー人材センター（シルバーワークプラザ内）で新規のみ購入できます。※ 10 月のみ 10 日間

●費用と購入に必要なもの

(1) 住民税（町民税・都民税）が非課税な方、合計所得金額が 135 万円以下の方

【費用】 1,000 円

【購入に必要なもの】

- ①本人確認書類（保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ②介護保険料納入（決定）通知書、住民税課税（非課税）証明書、生活保護受給証明書のいずれか一つ

（令和 6 年度の賦課決定後は、令和 6 年度の住民税での確認となります）

(2) 住民税（町民税・都民税）が課税の方で、合計所得金額が 135 万円を超える方

【費用】 20,510 円（4 月～ 9 月に購入の場合 10,255 円）

【購入に必要なもの】

- ①本人確認書類（保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど）

●パスの有効期間

10月1日から翌年9月30日まで

◆問い合わせ◆ 瑞穂町シルバー人材センター 電話 557-4566 FAX 568-7522
東京バス協会 電話 03-5308-6950

敬老金の支給

長寿を祝い、節目の年に敬老金をお贈りします。

◆問い合わせ◆ 高齢者福祉課高齢者支援係 電話 557-7623 FAX 556-3401

百歳訪問事業祝状贈呈

100歳に達する方に対し、長寿を祝い、祝状を贈呈します。

◆問い合わせ◆ 高齢者福祉課高齢者支援係 電話 557-7623 FAX 556-3401

高齢者の居場所づくり事業補助金

高齢者同士、各世代との様々な交流や健康体操などの介護予防活動を行う「高齢者の居場所」をつくり、運営をするための費用の一部を補助します。

●居場所とは

地域の公共施設や住宅等で住民同士が定期的に、気軽に集える地域の居場所で、介護予防の体操、茶話会、カフェ、レクリエーション活動などを行い、生きがい・楽しみづくり、仲間づくり、情報交換、見守りなどにつなげます。

●補助金の額等

活動頻度	補助上限額
週1回	4,000円/月
週2回	8,000円/月
週3回以上	12,000円/月

●要件

- ①高齢者の居場所づくりを目的としている。
- ②参加者を特定せず、新たな参加者とともに活動し、多世代の交流の場となるよう努める。

- ③活動時間中は1人以上の世話人が常駐する。
 - ④健康体操等の介護予防の活動を行い、1回の開催当たり5人以上の高齢者の参加が見込まれる。
 - ⑤1回当たり概ね3時間、週1日以上活動を行う。
- 他の条件もありますので、お問い合わせください。

◆問い合わせ◆ 高齢者福祉課地域包括ケア推進係 電話 557-7674 FAX 556-3401

寄り合いハウスいこい

高齢者を中心に子どもたちや地域の方々との多世代交流や地域活動の場として、地域コミュニティの中心となる施設です。

いつ来ても誰かがいて、くつろげる場として、運営ボランティアの会と町が協働で運営しています。

- 所在地 殿ヶ谷 874-3
- 運営時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前10時から午後4時まで運営ボランティアが常駐します。

◆問い合わせ◆ 寄り合いハウスいこい 電話 556-0151 FAX 556-0151

高齢者支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らせるように、介護・福祉・保健・医療など、さまざまな面で支援を行うための総合相談機関です。専門スタッフが相談をお受けしますので、安心してご連絡ください。ご自宅にもお伺いすることができます。また、見守りなど内容に特化した専門相談員も配置しております。

- ・見守り支援…見守り相談窓口（西部高齢者支援センター）
- ・支えあい、地域づくり…生活支援コーディネーター（東部高齢者支援センター）

◆所在地及び問い合わせ◆

瑞穂町東部高齢者支援センター 石畑 2008 瑞穂町ふれあいセンター内
電話 557-3852 FAX 557-6159

瑞穂町西部高齢者支援センター 箱根ヶ崎 1180 長岡コミュニティセンター内
電話 557-0609 FAX 557-8788

老齢基礎年金

65歳以上の方が対象です。希望により60歳から受けることもできますが、年齢に応じて減額されます。

●内 容

老齢基礎年金の計算式（免除等の期間があるとき）

$$795,000 \text{ 円} \times \left(\frac{\text{保 險 料 納 付 済 月 数}}{\text{月 数}} + \frac{\text{全 額 免 除} \times \frac{1}{3}}{\text{月 数} \times \frac{1}{2}} + \frac{\text{4 分 の 1 納 付} \times \frac{1}{2}}{\text{月 数} \times \frac{5}{8}} + \frac{\text{半 額 免 除} \times \frac{2}{3}}{\text{月 数} \times \frac{3}{4}} + \frac{\text{4 分 の 3 納 付} \times \frac{5}{6}}{\text{月 数} \times \frac{7}{8}} \right) \times 480 \text{ 月 (または加入可能年数} \times 12 \text{ 月)}$$

(令和5年度)

全額免除、一部納付の見方：
 平成21年3月以前の保険料免除期間
 平成21年4月以後の保険料免除期間

(注1) 第2号被保険者（昭和36年4月以降20歳から60歳まで）及び第3号被保険者の期間も保険料納付済月数に含まれます。

(注2) 4分の3免除、半額免除、4分の1免除の場合、免除の承認を受けても、10年以内に保険料をそれぞれ4分の1納付、半額納付、4分の3納付しないと未納期間扱いとなります。

(注3) 学生納付特例期間・納付猶予期間は、保険料が追納されない場合、年金額には反映されません。

(注4) 未納期間は含まれません。

支払月は偶数月で誕生日の翌月分より支給されます。

●条 件

原則として10年以上の受給資格期間（＝保険料納付期間＋保険料免除期間＋合算対象期間）が必要です。

※合算対象期間・請求書の添付書類については年金事務所へお問い合わせください。
 （多くの事例があります。）

●手 続 き

- ①年金手帳・基礎年金番号通知書
- ②戸籍謄本
- ③住民票（世帯全員）（マイナンバーを記載することで省略できます。）
- ④請求者の金融機関等の口座番号
- ⑤配偶者が年金を受けている場合は、その証書など

◆問い合わせ◆

青梅年金事務所

国民年金（第1号被保険者期間）のみ加入の方／住民課国保年金係

電話 0428-30-3410

電話 557-7578

2 健康を守るために

後期高齢者医療制度

75歳以上の方と、一定の障害があり65歳以上75歳未満で申請して認定された方が対象です。

●医療機関等にかかるときの自己負担割合

入院・外来…医療費の1割・2割または3割負担

●医療費が高額になったとき（高額療養費）

1か月分の医療費の自己負担限度額は次のとおりです。

負担割合	所得区分		自己負担限度額（月額）		入院時食事代の自己負担（1食当たり）	
			外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）	現役並み所得のある方及び一般I・II ^{※6}	^{※5}
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上		252,600円+ (10割分の医療費-842,000円) ×1% <140,100円 ^{※1}		現役並み所得のある方及び一般I・II ^{※6}	460円 ^{※5}
	現役並み所得Ⅱ ^{※3} 課税所得380万円以上		167,400円+ (10割分の医療費-558,000円) ×1% < 93,000円 ^{※1}			
	現役並み所得Ⅰ ^{※3} 課税所得145万円以上		80,100円+ (10割分の医療費-267,000円) ×1% < 44,400円 ^{※1}			
2割	一般Ⅱ		6,000円+ (10割分の医療費-30,000円) ×10%または18,000円のいずれか低い方(144,000円 ^{※4})	57,600円 <44,400円 ^{※1}	区分Ⅱ	90日までの入院 210円
	一般Ⅰ		18,000円 [年間上限144,000円 ^{※4}]	57,600円 <多数回44,400円 ^{※1}		90日を超える入院(過去12か月の入院日数) 160円
1割	区分 ^{※2}		II	8,000円	区分Ⅰ	100円
			I	8,000円		

- ※1 過去12か月間に3回以上、高額療養費の支給があった場合は、4回目から多数回該当となり、限度額が引き下げられます。ただし、区分が一般Ⅰ・Ⅱに該当する方は「外来（個人ごと）の限度額」による支給は、回数に含みません。
- ※2 区分Ⅰ、Ⅱに該当する方は、限度額適用・標準負担額減額確定証の交付を受けることができますので、住民課国保年金係窓口で申請してください。
- ※3 現役並み所得Ⅰ、Ⅱに該当する方は、限度額適用認定証の交付を受けることができますので、住民課国保年金係窓口で申請してください。
- ※4 1年間の計算期間（毎年8月1日～翌年7月31日）のうち、計算期間の末日で自己負担割合が1割または2割の方は、自己負担割合が1割または2割に該当する月の外来の自己負担額（月間の高額療養費が支給されている場合は支給後の額）を合算し、144,000円を超えた分を支給します。
- ※5 ①指定難病患者の方は、1食につき260円になります。
②平成27年4月1日以前から精神病院へ継続入院した患者の方は、1食につき260円に当分の間、据え置かれます。

療養病床に入院する場合は、介護保険で入院している方との負担の均衡を図るため、介護保険と同様に食費、居住費を負担します。
指定難病患者の方については、上記の入院時食事代を負担します。（居住費負担はありません）

- ※6 「現役並み所得・一般Ⅰ・Ⅱ」には、自己負担割合が「2割」となる方を含みます。

療養病床に入院した場合の食費・居住費

所得区分	1食あたりの食費		1日あたりの居住費
	入院医療の必要性が低い方	入院医療の必要性が高い方 ^{※7}	
現役並み所得 一般Ⅰ・Ⅱ	460円 ^{※8}	460円 ^{※8}	370円
区分Ⅱ			
区分Ⅰ		100円	370円
	高齢福祉年金受給者	100円	0円

※7 人工呼吸器、静脈栄養が必要な方や難病の方が該当します。

※8 保険医療機関の施設基準などにより420円の場合もあります。

※9 区分Ⅱに該当する方で過去12か月の入院日数が90日を超える場合は、160円になります。

医療機関等の窓口では、保険証の代わりにマイナンバーカードを提示することで、所得区分を確認できる場合は、限度額適用認定証等の提示は不要となります。

●高額介護合算療養費

医療費が高額になった世帯で、介護保険の受給者もいる場合は、後期高齢者医療制度と介護保険の両方の自己負担額を合算して、限度額を超えた分が支給されます。

「合算する場合の自己負担額」(年額(毎年8月1日～翌年7月31日))

所得区分		後期高齢者医療制度+介護保険制度
現役並み所得Ⅲ	課税所得 690万円以上	212万円
現役並み所得Ⅱ	課税所得 380万円以上	141万円
現役並み所得Ⅰ	課税所得 145万円以上	67万円
一般Ⅰ・Ⅱ		56万円
住民税非課税等	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

●所得区分

所得に応じて、医療機関にかかったときの自己負担割合などが変わります。忘れずに所得の申告をしましょう。

現役並み所得

住民税課税所得が145万円以上ある被保険者やその方と同じ世帯にいる被保険者。ただし、基準収入額適用申請を行い認定されることで、申請日の翌月より1割に変更となります。

原則、申請が必要ですが、収入判定基準に該当することを確認できる場合は申請不要です。

一 般 Ⅱ

以下の①②の両方に該当する場合

- ①同じ世帯の被保険者の中に課税所得が 28 万円以上 145 万円未満の方がいる。
- ②「年金収入」 + 「その他の合計所得金額」の合計額が
 - ・被保険者が 1 人…200 万円以上
 - ・被保険者が 2 人以上…合計 320 万円以上

一 般 Ⅰ

同じ世帯の被保険者全員の課税所得がいずれも 28 万円未満の場合または上記①に該当するが②には該当しない場合。

区 分 Ⅱ

同一世帯の全員が住民税非課税の方（区分Ⅰ以外の方）

区 分 Ⅰ

- ア 住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が 0 円の方（公的年金収入は 80 万円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに 10 万円を控除し計算）。
- イ 住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方。

◆問い合わせ◆ 住民課国保年金係 電話 557-7578

高齢者特殊眼鏡・コンタクトレンズ費用助成

65 歳以上の方で、平成 4 年 4 月 1 日以降老人性白内障のため水晶体摘出手術を行ったが、身体上の理由により眼内レンズ挿入術を受けられない方に対し、特殊眼鏡またはコンタクトレンズを購入する費用の一部を助成します。

●内 容

特殊眼鏡 1 式につき 40,000 円以内 コンタクトレンズ 1 個につき 25,000 円以内

●条 件

健康保険に加入していない方は受けられません。
本人の前年の所得が一定以上ある場合は受けられません。
生活保護受給中の方は受けられません。

●手続きに必要なもの

- ①領収書 ②医師の証明書 ③前年の所得の状況を証する書類
- ④住民票記載事項証明書

◆問い合わせ◆ 高齢者福祉課高齢者支援係 電話 557-7623 FAX 556-3401

大気汚染医療費助成

●内 容

下記の対象者が受ける医療のうち、認定された疾病の治療に要した医療費の自己負担額の一部を助成します。※月額 6,000 円の自己負担があります。

●対 象 者 (次の条件をすべて満たす方)

- ①都内に引き続き1年以上お住まいの方
- ②現在も同医療費助成を受給している方
- ③健康保険に加入している方
- ④対象疾病(気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ)及びこれらの続発症にかかっている方
※風邪、インフルエンザ、肺炎、気管支炎、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎等は含まれません。

●手 続 き

更新の手続きに必要な書類は、有効期間満了の約2か月前に東京都から送付されます。必要事項を記入し、申請書等をご提出ください。

更新書類の紛失、住所等の変更申請をする場合は、受付窓口で必要書類をお渡しします。添付書類等はその時にご説明しますので、後日提出をお願いします。

※新規申請の受付は行っていません。更新申請のみ手続きが可能です。

◆問い合わせ◆ 瑞穂町保健センター 電話 557-5072 FAX 557-7414

健康・栄養相談

保健師・管理栄養士が相談に応じます。

- 内 容 健診結果や生活習慣病の予防などについての相談、血圧・身長・体重・腹囲等の計測も行っています。
- 日 程 毎週火曜日(祝日・年末年始を除く)(要予約)
- 受付時間 ①午前9時30分、②午前10時
- 費 用 無料
- 持 ち 物 健康手帳、お薬手帳(お持ちの方のみ)、健診結果等
できるだけマスクの携帯をお願いします。

◆問い合わせ◆ 瑞穂町保健センター 電話 557-5072 FAX 557-7414

歯科相談

歯科衛生士が相談に応じます。

- **内 容** お口の中の健康、歯磨きや義歯のお手入れの方法など
- **日 程** 毎月第2・4火曜日(予約不要)
- **受付時間** 午前9時30分から11時まで
- **費 用** 無料
- **持ち物** 歯ブラシ、できるだけマスクの携帯をお願いします。

◆問い合わせ◆ 瑞穂町保健センター 電話 557-5072 FAX 557-7414

胃がん検診

40歳以上の方を対象に、胃部レントゲン撮影を実施します。(指定日実施)
受診方法・日程等については「広報みずほ」「ホームページ」でお知らせします。

- **費 用** 無料

◆問い合わせ◆ 瑞穂町保健センター 電話 557-5072 FAX 557-7414

呼吸器（肺がん・結核）検診

40歳以上の方を対象に、胸部レントゲン撮影等を実施します。また、結核検診のみを希望の場合は、一部日程で15歳以上の方も対象になります。(指定日実施)
受診方法・日程等については「広報みずほ」「ホームページ」でお知らせします。

- **費 用** 無料

◆問い合わせ◆ 瑞穂町保健センター 電話 557-5072 FAX 557-7414

乳がん検診

40歳以上の方で前年度町の乳がん検診を受診していない方を対象に、マンモグラフィ検査等を実施します。

受診方法・日程等については「広報みずほ」「ホームページ」でお知らせします。

- **実施医療機関等** 公立福生病院、瑞穂町保健センター
- **費 用** 1,600円(生活保護受給中の方は受給証明書、児童扶養手当受給中の方は証書か受給証明書の提出で無料になります。)

◆問い合わせ◆ 瑞穂町保健センター 電話 557-5072 FAX 557-7414

子宮頸がん検診

20歳以上の方で前年度町の子宮頸がん検診を受診していない方を対象に、細胞を採取し検査します。受診方法・日程等については「広報みずほ」「ホームページ」でお知らせします。

- **実施医療機関等** 高水医院、公立福生病院、大聖病院、羽村ひまわりクリニック、瑞穂町保健センター

- **費用** 無料

◆ **問い合わせ** ◆ 瑞穂町保健センター 電話 557-5072 FAX 557-7414

大腸がん検診

40歳以上の方を対象に、問診と検便(免疫学的便潜血検査法)による検診を実施します。日程・指定医療機関等については「広報みずほ」「ホームページ」でお知らせします。

- **費用** 無料

◆ **問い合わせ** ◆ 瑞穂町保健センター 電話 557-5072 FAX 557-7414

肝炎ウイルス検診

40歳以上の方でこれまで肝炎ウイルス検診を受診していない方を対象に、採血による検査を実施します。日程・指定医療機関等については「広報みずほ」「ホームページ」でお知らせします。

- **費用** 無料

◆ **問い合わせ** ◆ 瑞穂町保健センター 電話 557-5072 FAX 557-7414

成人歯科検診

30歳、40歳、50歳、60歳、70歳になる方を対象に、口腔の衛生と歯周疾患のチェックを中心とした検診を実施します。

- **実施医療機関**

青松歯科医院、岩永歯科医院、きたはらファミリー歯科、殿ヶ谷歯科医院、みずほ歯科医院、山岸歯科医院

- **費用** 無料

受診方法、日程等については「広報みずほ」「ホームページ」でお知らせするほか、対象者には受診券を郵送します。

◆ **問い合わせ** ◆ 瑞穂町保健センター 電話 557-5072 FAX 557-7414

高齢者インフルエンザ予防接種

●対象者

- ①接種日現在で 65 歳以上の方
- ② 60 歳以上 65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害で、身体障害者手帳 1 級相当の障がい有する方

●内容 インフルエンザ予防接種を一部公費負担で受けられます。(年 1 回)

●費用

2,500 円(予定)(生活保護受給者の方ならびに中国残留邦人等支援給付受給者及び配偶者の方は、全額免除になります。)

●接種当日に必要なもの 健康保険証(生活保護受給者の方は、生活保護受給証明書)(中国残留邦人等支援給付受給者及び配偶者の方は、中国残留邦人本人確認証)

●手続き 指定医療機関へお申し込みください。

※実施期間・接種方法などは「広報みずほ」10月号、「ホームページ」でご確認ください。

◆問い合わせ◆ 瑞穂町保健センター 電話 557-5072 FAX 557-7414

高齢者用肺炎球菌予防接種費用助成

65 歳以上の方を対象に、肺炎球菌ワクチン接種費用の一部を助成しています。肺炎球菌ワクチンは肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防し、重症化を防ぎます。希望される方は効果や副反応など、接種医とご相談のうえ接種してください。

●対象者

接種日時点で 65 歳以上の方、60 歳以上 65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害で、身体障害者手帳 1 級相当の障がい有する方

※ 2 回目の助成は、接種日時点で 70 歳以上で、前回の接種から 5 年以上経過している方が対象です(予定)。

●助成回数 2 回まで

●助成額 1 回につき上限 3,000 円

●注意点

①町内指定医療機関及び公立福生病院で接種する場合のみ対象です。

②接種後、助成額を超えた金額を医療機関にお支払いください。

※指定医療機関などは「広報みずほ」「ホームページ」でご確認ください。

◆問い合わせ◆ 瑞穂町保健センター 電話 557-5072 FAX 557-7414

带状疱疹ワクチン任意予防接種助成

ワクチンの接種により、带状疱疹の発症と重症化予防が期待できます。

●対象者

接種日時点で、町に住民登録がある50歳以上で、4月以降に初めて接種をされる方、または2回目（シングリックス（不活化ワクチン）のみ）を接種される方

●助成額

次の表のとおり、いずれかのワクチンの接種費用の一部を助成します。なお、接種費が助成額を超えない場合は、接種費用を限度として助成します。

ワクチン名	接種回数	助成限度額
ビケン（生ワクチン）	1回	6,000円
シングリックス（不活化ワクチン）	2回	接種1回につき10,000円

●手続き

①保健センターへ電話または窓口でお申し込みください。

後日接種券（はがき）を送付します。（到着までに1週間程度かかります。）

②接種券（はがき）を受領後、指定医療機関へ直接予約をしてください。

※指定医療機関などは、「広報みずほ」「ホームページ」でご確認ください。

◆問い合わせ◆ 瑞穂町保健センター 電話 557-5072 FAX 557-7414

特定健康診査

40歳～74歳で瑞穂町国民健康保険に加入されている方を対象に、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図等を実施します。

●費用 無料

対象の方には、受診券と受診案内を郵送します。受診方法・日程等については、受診案内をご覧ください。

◆問い合わせ◆ 瑞穂町保健センター 電話 557-5072 FAX 557-7414

無保険者の健康診査

40歳以上で無保険(生活保護受給中等)の方を対象に、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図等を実施します。

●費用 無料

対象の方には、受診券と受診案内を郵送します。受診方法・日程等については、受診案内をご覧ください。

◆問い合わせ◆ 瑞穂町保健センター 電話 557-5072 FAX 557-7414

後期高齢者健康診査

後期高齢者医療制度に加入されている方を対象に、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図等を実施します。

●費用 無料

対象の方には、受診券と受診案内を郵送します。受診方法・日程等については、受診案内をご覧ください。

◆問い合わせ◆ 瑞穂町保健センター 電話 557-5072 FAX 557-7414

認知症検診

75歳以上の方で「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」が20点以上の方を対象に、問診及び認知機能検査を受けることができます。(認知症の診断を受けている方、認知症治療薬を処方されている方を除く)

●費用 無料 ※認知症検診のみでは、確定診断にはなりません。

対象の方には、問診票兼受診券及び案内を郵送します。受診方法・日程等については、案内をご覧ください。

◆問い合わせ◆ 高齢者福祉課地域包括ケア推進係 電話 557-7674 FAX 556-3401



3 在宅高齢者のために

家族介護者支援介護タクシーサービス事業

町内に住む要介護4・5の方を介護している家族等に対し、病院へ通院する際の介護タクシー等の利用料金の一部を助成するとともに、介護している家族等の負担を軽減するサービスです。

※介護保険のサービスではありません。

●条 件

町内に住所を有する65歳以上の要介護4・5の方を在宅で介護している方
ただし、心身障害者（児）交通費等助成金を受給している方は対象外です。

●内 容

利用券をもって介護タクシー代を月に3,000円を上限とし、助成するものです。

支払いは、利用券を使えますが、おつりはできません。不足についてはお支払いいただきます。

●手続きに必要なもの

介護保険証（介護度が確認できるもの）

◆受付の窓口◆ 高齢者福祉課高齢者支援係 電話 557-7623 FAX 556-3401

高齢者紙おむつ給付事業

在宅の65歳以上の方で6か月以上寝たきりの方及び常時失禁状態にあって常におむつを着用する必要がある方が対象です。

●内 容

月に5,000円を限度として紙おむつ・尿とりパットを支給します。（パッケージでの支給となります。）

●注意事項

申請書提出後に訪問調査等を行い、給付の可否を決定します。生活保護受給者の方は、給付の対象になりません。

◆受付の窓口◆ 高齢者福祉課高齢者支援係 電話 557-7623 FAX 556-3401

福祉電話事業

65歳以上のひとり暮らし及び65歳以上の方のみの世帯で、電話の契約がなく、定期的に安否確認が必要で、近隣に親族が居住していない方が対象です。

●内 容

町所有の電話回線を貸与し、基本料金と通話料金（月60通話600円まで）を助成し、電話のない世帯には電話を貸与します。

●条 件

近隣に親族が住んでいない方で、生計中心者の前年分の所得税（1月～6月までの間に行う申請については、2年前の所得税）が年額42,000円以下の世帯で定期的に安否の確認が必要な方が受けられます。

◆受付の窓口◆ 高齢者福祉課高齢者支援係 電話 557-7623 FAX 556-3401

救急直接通報システム事業

65歳以上のひとり暮らし及び65歳以上の方のみの世帯で、心臓病や重度のぜんそく等救急車が呼べなくなる恐れのある身体上の慢性疾患があるなど、日常生活を営むうえで常時注意を必要とする方が対象です。

●内 容

急病などの緊急事態に陥ったとき、ペンダント型の無線発報器等により東京消防庁に通報し、地域の協力体制等によりすみやかな救助を求めることができます。

●費 用

機器の設置費の1割を負担

※町民税・都民税非課税の方、生活保護の方は免除

◆受付の窓口◆ 高齢者福祉課高齢者支援係 電話 557-7623 FAX 556-3401

住宅火災直接通報システム事業

65歳以上のひとり暮らし及び65歳以上の方のみの世帯で、寝たきりまたは心身機能の低下や居住環境等から、防火等の配慮が必要な方が対象です。

●内 容

家庭内での火災による緊急事態に備えて、住宅用防災機器等を設置し、火災発生に伴う火災警報器からの信号を東京消防庁へ自動通報し、迅速な消火活動や救助を求めることができます。

- **費用** 機器等の設置費の1割を負担
※町民税・都民税非課税の方、生活保護の方は免除

◆受付の窓口◆ 高齢者福祉課高齢者支援係 電話 557-7623 FAX 556-3401

高齢者配食サービス事業

65歳以上の方のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、食事の調理等が困難と認められる方が対象です。(安否確認事業のため、必ず本人が手渡しで受け取れる方)

- **内容**
高齢者の食生活を補充し、健康の保持、増進を図るため、町と契約した業者が週2回ご自宅に昼食を届け、安否の確認を行います。
- **費用** 1食 400円
- **配食日** 月～土曜日の中で昼食を週2回(年末年始を除く)
午前10時30分～12時30分の間(時間指定はできません)
- **注意事項** 申請書提出後審査し、利用の可否を決定します。

◆受付の窓口◆ 高齢者福祉課高齢者支援係 電話 557-7623 FAX 556-3401

下水道使用料助成事業

75歳以上の方のみの世帯で、町民税・都民税が非課税の世帯(瑞穂町下水道条例の規定により、使用料の減免を受けている世帯を除く。)が対象です。

- **内容**
下水道使用料の基本料相当額を助成します。
申請のあった月の分から9月(4月～9月分)、3月(10月～翌3月)に指定された金融機関に振り込まれます。
- **助成額**
月額:505円(下水道基本料)+消費税
- **手続きに必要なもの**
 - ①預金通帳(口座番号確認のため)
 - ②直近の水道・下水道料金領収書または「ご使用量等、口座振替済のお知らせ」

◆受付の窓口◆ 高齢者福祉課高齢者支援係 電話 557-7623 FAX 556-3401

家具転倒防止器具給付等事業

70歳以上のひとり暮らし及び70歳以上の方のみの世帯が対象です。

●内 容

1世帯につき3つの家具等に転倒防止器具を取り付けます。

●注意事項

以前瑞穂町で、同事業の給付を受けている方は対象となりません。

◆受付の窓口◆ 高齢者福祉課高齢者支援係 電話 557-7623 FAX 556-3401

高齢者自立支援日常生活用具給付事業

65歳以上で介護保険法の規定による要介護及び要支援認定の結果、非該当と認定された方のうち歩行が不安定であるなど、日常生活動作に低下が認められ、在宅生活継続のために用具が必要な方が対象です。

●内 容

腰掛便座（給付限度額 51,500 円）、入浴補助用具（給付限度額 90,000 円）、歩行支援用具（給付限度額 53,600 円）、スロープ（給付限度額 50,500 円）、歩行補助車（給付限度額 27,000 円）の給付

（注）毎年4月1日から翌年3月31日までの年間給付限度額は100,000円です。

●費用 原則、実費の1割～3割負担。

※生活保護の方は自己負担が免除されます。

●手続きに必要なもの

見積書

●注意事項

購入後に申請されても対象になりませんので、必ず事前に申請をしてください。

※この事業は、介護保険法の規定に基づく認定の結果、要支援・要介護と認定された方は対象となりません。

◆受付の窓口◆ 高齢者福祉課高齢者支援係 電話 557-7623 FAX 556-3401

高齢者自立支援住宅改修給付事業

65歳以上で介護保険法の規定による要介護及び要支援認定の結果、非該当と認定された方のうち、生活機能の低下した方を対象に、転倒予防・動作の容易性の確保などのための住宅改修費の一部を給付します。【(1) 住宅改修予防給付】

また、介護保険の要介護・要支援認定を受けた方を対象に、転倒予防・動作の容易性の確保、介護者の負担軽減のための浴槽、流し、洗面台、洋式便器などの設備改修費の一部を給付します。【(2) 住宅設備改修給付】

●内 容

(1) 住宅改修予防給付（給付限度額 200,000 円）

手すり取付け、床の段差解消等

(2) 住宅設備改修給付（給付限度額：浴槽 379,000 円、流し等 156,000 円、便器等の洋式化 106,000 円）

浴槽の取替えや、流し・洗面台の取替え、及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事

●費 用

原則、費用の1割～3割。ただし給付限度額を超えた分は全額自己負担となります。

※生活保護の方は限度額内の自己負担が免除されます。

●手続きに必要なもの

工事見積書、改修前後の図面、家屋所有者の承諾書（自己所有以外の家屋にお住まいの方等）

●注意事項

改修後に申請をされても対象になりませんので、必ず事前に申請をしてください。

新築は給付の対象になりません。

◆受付の窓口◆ 高齢者福祉課高齢者支援係 電話 557-7623 FAX 556-3401

高齢者寝具乾燥等事業

在宅の65歳以上のひとり暮らし及び65歳以上の方のみの世帯で病弱なため寝具の乾燥等が困難な方が対象です。

●内 容

月1回機械による寝具の乾燥、年1回機械による寝具の丸洗い

●費 用

事業に要する費用の1割を負担

※町民税・都民税が非課税の方、生活保護の方は免除

◆受付の窓口◆ 高齢者福祉課高齢者支援係 電話 557-7623 FAX 556-3401

高齢者等見守りシール事業

認知症の確定診断が出ている方や、過去に外出をして行方が分からなくなったことがある方、今後認知症について受診を検討している方等が対象です。

●**内 容** 衣服や持ち物にシールを貼り付けることにより、外出をして行方が分からなくなった際に発見者がシールに書かれたフリーダイヤルに電話することで、発見者と家族等が個人情報を出さずに直接やり取りすることができます。

●**費 用** 月額利用料 150 円

※町民税・都民税非課税の方、生活保護の方は免除

◆**問い合わせ**◆ 高齢者福祉課地域包括ケア推進係 電話 557-7674 FAX 556-3401

みまもりあいアプリ

無償提供のアプリ「みまもりあいアプリ」は、見守りシールと連動しており、認知症の方が外出をして行方が分からなくなった場合に、家族など（依頼者）が検索依頼を出すことができます。

また、アプリ登録者は協力者として、配信された情報を見て、可能な範囲で検索に協力することができます。

●**費 用** 無料

アプリインストール

【App Store】



【Google Play】



◆**問い合わせ**◆ 高齢者福祉課地域包括ケア推進係 電話 557-7674 FAX 556-3401

徘徊高齢者探索サービス事業

認知症の方が徘徊により行方が分からなくなったときに、GPS を利用した位置情報専用探索機により家族等へ居場所をお知らせし、認知症の方の安全を確保するとともに介護者の負担を軽減するサービスです。

●内 容

①位置情報サービス事業

認知症の方が徘徊により行方が分からなくなったときに、町と契約した民間事業者が介護者等の問い合わせに応じて、位置情報システムによる認知症の方の現在位置の探索を行い、位置の情報を介護者へ提供します。

②保護代行サービス事業

位置情報サービスの提供を受けた介護者等が、認知症の方の探索及び保護が困難なとき、事業者が探索及び保護を行い、認知症の方を自宅まで送り届けます（タクシーを利用し、料金は自己負担となります）。

●条 件

65 歳以上の徘徊行動が見られる認知症の方を在宅で介護している方

●費 用

原則、費用の 1 割。ただし、保護代行サービス事業の利用については、全額自己負担（サービス料（1 時間 10,000 円+消費税）及び保護した後に自宅への送り届けに伴うタクシー代）となります。

※生活保護受給者、町民税・都民税が非課税の方は、費用の 1 割については免除

◆受付の窓口◆ 高齢者福祉課地域包括ケア推進係 電話 557-7674 FAX 556-3401



図書館資料の宅配サービス

●内 容

障がいや高齢等により、図書館や地域図書室への来館が困難な方に、図書館の資料をご自宅までお届けします。

●対 象 者

- ・身体障害者手帳の交付を受け、視覚障害1・2級、肢体不自由1・2級の来館が困難な方
 - ・65歳以上で身体的事由により来館できない、または来館が困難な方
- ※上記以外の方でも、対象となる場合がありますので、ご相談ください。

●費 用 無 料

●注 意 事 項

このサービスを利用するには、事前に登録が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 瑞穂町図書館

電話 557 - 5614



4 福祉のまちづくりを進めるために

その他の福祉サービス

1 総合相談窓口

介護や生活上の困りごと及び福祉サービスに関することなど総合相談を常時行います。

2 ふれあいサービス(有償家事援助サービス)(有料)

地域住民の協力により日常生活に必要な家事援助を行います。

3 移送等サービス(有料)

地域住民の協力による移送サービスと車両貸出サービスを行います。

4 車いすの貸出

通院や旅行など短期間車いすが必要な方に貸し出します。(介護保険認定者は応相談)

5 生活福祉資金の貸付

療養中または、要介護の高齢者の属する世帯に対し、世帯の自立を図ることを目的に各種資金の貸付けを行います。

① 生活福祉資金(不動産担保型生活資金)の貸付

高齢者世帯に対して、一定の居住用不動産を担保として生活資金の貸付けを行い、その自立を支援します。

② 生活福祉資金(緊急小口資金)の貸付

緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯に対し、小口資金の貸付けを行い、生活安定を図ります。

③ 生活福祉資金(福祉費)の貸付

障がい者世帯及び高齢者世帯に対し、各種必要な費用の貸付けを行います。

○住宅の移転に際し必要な経費及び賃貸契約の更新に伴う費用

○負傷または、疾患の療養に必要な、経費及び療養期間中の生計を維持するために必要な費用

○生計中心者が介護サービスまたは、障害福祉サービス等受給期間中に生計を維持するために必要な費用

6 権利擁護センターみずほ運営事業

認知症等により物事を判断するために誰かの手助けを必要とする方々が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援します。

① 成年後見制度の利用支援

制度の説明、提出書類の作成支援 など

② 地域福祉権利擁護事業の利用支援

判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービス等の利用援助、日常の金銭管理サービスを実施

③ 各種相談支援

福祉サービス苦情相談、判断能力不十分な方の権利擁護相談
詳しい内容、対象者等については下記までお問い合わせください。

◆問い合わせ◆ 瑞穂町社会福祉協議会 電話 557-0159 FAX 557-6159

7 特別障害者手当(要介護4・5の方)

下記の条件に該当する方に、手当を支給します。

●内 容

月額 28,840 円(令和6年度支給額)
年に一回、所得状況届と現況届の提出があります。

●支払方法

申請のあった月の翌月分から5月、8月、11月、2月に所定の金融機関に振り込まれます。

●条 件

東京都内に住所がある方で、20歳以上で身体又は精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態(おおむね身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2級程度の障がい重複、もしくはそれと同等の疾病・精神障がい)にある方が対象です。要介護4・5の方でも、上記と同等の場合、認められることがあります。

前年の所得が一定の限度額以上の方、病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院している方、施設等に入所している方は対象外です。

●手続きに必要なもの

①手当認定請求書 ②印鑑(認印) ③診断書(所定のもの) ④住民票(世帯全員) ⑤所得状況届 ⑥現況届 ⑦身体障害者手帳又は愛の手帳の写し(お持ちの方) ⑧支払金口座振替依頼書2枚(本人名義の口座) ⑨障害年金証書の写し ⑩東京都重度心身障害者手当認定書の写し(診断書省略可) ⑪個人番号(マイナンバー)のわかるもの

◆受付の窓口◆ 福祉課障がい者支援係 電話 557-0574 FAX 556-3401

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、身近な相談相手として高齢者・障がい者・生活困窮者等、地域に関するさまざまな相談に応じています。

主任児童委員は、児童福祉に関することを専門として町全域を担当し、子どもたちが健やかに生活できるよう児童相談所、子ども家庭支援センターや学校と連携して活動しています。

相談についての秘密を守ることが法律により義務付けられていますので、安心してご相談ください。訪問による相談もできます。

お住まいの担当地区民生委員に連絡を取りたい場合は、下記までお問い合わせください。

◆問い合わせ◆ 福祉課福祉推進係

電話 557-7620 FAX 556-3401

氏名	担当地区
野崎忠司	安住町・表町
中野好三	仲町・中芝町
式地みよ子	東砂町・丸町
飯田祐子	西砂町
吉岡英子	表東町・表上町
古川さよみ	神明町・上仲町・旭町
齊藤芳子	東一丁目
中村紀子	西一丁目
金井雄一	二丁目・東三丁目
原島恵子	中三丁目
小暮明美	西三丁目
山崎美恵	四丁目・五丁目
笠川純	六丁目・七丁目
高水正彦	八丁目・九丁目
吉岡茂雄	松原町南
生駒勉	松原町北
石川任	長岡町東・東長岡町
小野芳雄	長岡町西

氏名	担当地区
清水幸子	春日町
長澤陽子	愛宕町・水保町
新田龍也	二本木町西
手塚悦子	二本木町東
栗原よし子	高根町町道2号線(学校通り)東・駒形町
池谷佐百合	高根町町道2号線(学校通り)西
類家京子	富士山町
吉崎茂	栗原町
神田廣和	松山町
佐藤純一	旭が丘一部(1~8号棟)
島田美世子	旭が丘一部(9~20・34号棟)
水尾増代	旭が丘一部(21~33号棟)
大野晴美	さかえ町
丹羽陽子	富士見町
大木武彦	南平町南
中里弘子	南平町北
森美佐子	主任児童委員
戸田祐佳	主任児童委員

生活保護

生活保護とは、さまざまな事情により、収入が減ったり、無くなったことで生活に困っている世帯に対して、生活費などを給付し、自立して生活ができるよう援助する制度です。福祉課では生活保護の相談や申請を受け付けます。申請後は、東京都西多摩福祉事務所が、世帯の収入や資産の状況等を調査し、保護の開始又は却下の決定を行います。

◆問い合わせ◆ 福祉課福祉推進係 電話 557-7620
《相談・申請》 東京都西多摩福祉事務所 電話 0428-22-1165

●生活保護受給世帯が受けられるサービス

1 NHK 放送受信料の減免 放送受信料全額

◆問い合わせ◆ 東京都西多摩福祉事務所 電話 0428-22-1165

2 水道料金下水道料金の減免 基本料金と1か月あたり10m³までの従量料金に100分の110を乗じて得た額(水道料金)、1か月あたり10m³までの料金(下水道料金)。

◆問い合わせ◆ 東京都西多摩福祉事務所 電話 0428-22-1165

3 都営交通 無料乗車券(1世帯に1人のみ)

◆問い合わせ◆ 福祉課福祉推進係 電話 557-7620

4 廃棄物処理手数料減免 指定収集袋(申請月により交付枚数が異なります)、粗大ごみ

◆問い合わせ◆ 環境課ごみ対策係 電話 557-7706

5 交通災害共済(ちよこつと共済)への特別加入 町が会費を負担し、Bコースに自動加入します。交通災害により死傷した場合、見舞金を請求できます。請求には交通事故証明書や診断書等が必要です。交通事故の当事者になったときは、必ず警察に届け出てください。

◆問い合わせ◆ 安全・安心課安全係 電話 557-7610

●申請に必要なもの

4の申請の際には本人確認書類・生活保護時の決定通知書が必要です。直接担当課にお申し込みください。

5は、お申し込みの必要はありません。

福祉関係施設一覧

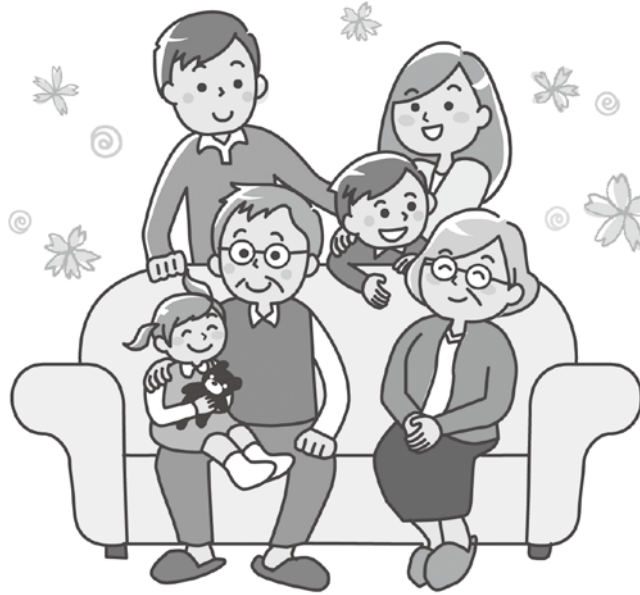
町 関 係

		電 話	F A X
瑞穂町役場	〒190-1292 瑞穂町箱根ヶ崎2335	042-557-0501	042-556-3401
瑞穂町保健センター	〒190-1211 瑞穂町石畑1970	042-557-5072	042-557-7414
瑞穂町 東部高齢者支援センター	〒190-1211 瑞穂町石畑2008 瑞穂町ふれあいセンター内	042-557-3852	042-557-6159
瑞穂町 西部高齢者支援センター	〒190-1221 瑞穂町箱根ヶ崎1180 長岡コミュニティセンター内	042-557-0609	042-557-8788
瑞穂町 高齢者福祉センター「寿楽」	令和5年12月～令和7年3月末 まで休館(予定) 【仮事務所】 〒190-1211 瑞穂町石畑2008 瑞穂町ふれあいセンター内	042-556-1120	042-556-6141
瑞穂町 心身障害者(児)福祉センター 「あゆみ」	〒190-1211 瑞穂町石畑2193	042-556-6655	042-557-4141
瑞穂町 精神障害者地域活動 支援センター「ひまわり」	〒190-1221 瑞穂町箱根ヶ崎806-1	042-557-5145	042-557-5159
瑞穂町 福祉作業所「さくら」	〒190-1221 瑞穂町箱根ヶ崎831-2	042-557-1621	042-557-1623
瑞穂町 精神障害者共同作業所 「ころぼっくる」	〒190-1202 瑞穂町駒形富士山178-1	042-556-9635	042-556-9656
社会福祉法人 瑞穂町社会福祉協議会	〒190-1211 瑞穂町石畑2008	042-557-0159	042-557-6159
公益社団法人 瑞穂町シルバー人材センター	〒190-1201 瑞穂町二本木924-1	042-557-4566	042-568-7522
瑞穂町 ファミリー・サポート・センター	〒190-1211 瑞穂町石畑1972	042-557-4138	042-557-4138
瑞穂町 子ども家庭支援センター 「ひばり」	〒190-1211 瑞穂町石畑1972	042-568-0051	042-568-2015
寄り合いハウスいこい	〒190-1212 瑞穂町殿ヶ谷874-3	042-556-0151	042-556-0151

東京都関係等

		電 話	F A X
西多摩福祉事務所	〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1	0428-22-9375	0428-23-4068
西多摩くらしの 相談センター	〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1	0428-25-3501	0428-25-3502
西多摩保健所	〒198-0042 青梅市東青梅1-167-15	0428-22-6141	0428-23-3987
東京しごとセンター多摩	〒190-0023 立川市柴崎町3-9-2 立川駅南口東京都・立川市合同施設3階	042-526-4510	
社会福祉法人 東京都社会福祉協議会	〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ（東京都飯田橋庁舎）内	03-3268-7171	03-3268-7433
青梅都税支所	〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1	0428-22-1152	0428-22-6224
青梅税務署	〒198-8530 青梅市東青梅4-13-4	0428-22-3185	
青梅年金事務所	〒198-8525 青梅市新町3-3-1 宇源ビル3・4階	0428-30-3410	





■発行日 令和6年3月
■編集・発行 瑞穂町福祉部高齢者福祉課
■印刷

